

国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

平成16年4月1日  
総長裁定制定

(前略)  
附則

この細則は、平成21年12月1日から施行する。

別表第1～6 (略)

別表第7 昇格時号俸対応表 (第二十条関係)

医療職俸給表(一)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸	
	2 級	3 級～8 級
57	(略)	(略)
58	33 34	
59	34 35	
60	34 36	
61	35 37	
62	35 37	
63	36 38	
64	36 38	
65	37 39	
66	38 39	
67	39 40	
68	(略)	